

阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画等について

阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画等について、以下のとおり報告します。

1 地区計画等の状況

(1) 都市計画の概要

	都市計画の名称	決定権者
①	東京都市計画地区計画 阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画の決定	杉並区
②	東京都市計画高度地区の変更	
③	東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更	
④	東京都市計画用途地域の変更	東京都

(2) 都市計画の状況

杉並区が決定する地区計画等の案及び用途地域の変更に係る東京都からの意見照会については、令和元年12月23日に開催された第190回杉並区都市計画審議会に諮問を行い、同日付け異議は無い旨の答申を得ている。

また、東京都が決定する用途地域の変更の案については、令和2年2月5日の第228回東京都都市計画審議会に諮問され、案のとおり議決された。

2 建築制限条例の改正

地区計画の都市計画の決定及び告示後に「杉並区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を改正し、地区計画に定めた建築物に関する制限項目のうち、容積率や緑化率等の特に重要な項目を条例に定め、建築確認の際の審査基準にすることで、その内容の確実な実現を図る。

また、建築物の緑化率の最低限度に関する規定の新設に伴い、緑化制限の実効性を担保し、みどりの保全・創出を確実に図る観点から、都市緑地法に基づく罰則の新設を行うとともに、併せて建築基準法に基づく罰則規定についても法改正を踏まえた改正を行う。

3 スケジュール（予定）

令和2年3月 地区計画等(杉並区)及び用途地域変更(東京都)の都市計画決定・告示
6月 条例改正案を第二回区議会定例会に提出